

横浜市こども青少年局所管家庭的保育事業等指導監査実施要綱

制 定 平成30年6月15日 こ 監 第 6 6 号 (こども青少年局長決裁)

最近改正 令和5年4月1日 こ 監 第 302 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき実施する家庭的保育事業等の指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の対象)

第2条 この要綱による指導監査の対象は、児童福祉法第6条の3に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）とする。

(指導監査の方針等)

第3条 指導監査は、家庭的保育事業等の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することと併せて、本市における子ども・子育て支援及び児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を図ることを目的に行う。

2 家庭的保育事業等の指導監査は、児童福祉法第34条の17に基づき、事業の設備及び運営についての基準等の遵守状況を検査するとともに、本市が支弁する給付費等について本市の要綱及び要領等に基づき、必要な検査を行う。

3 指導監査は、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針及びこれまでの指導監査結果等を勘案した重点事項を定め、効率的に実施する。

4 指導監査を適切に実施するため、こども青少年局長は、次に掲げる事項を定める。

- (1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針
- (2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた年間指導監査実施計画

(指導監査の種類)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(指導監査の体制)

第5条 指導監査は、複数の監査課職員により監査班を編成し、必要に応じて家庭的保育事業等の所管課等の職員と共同して実施する。

(一般指導監査)

第6条 一般指導監査は、第3条第4項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において実施する。

2 前項の規定にかかわらず、一般指導監査については、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合、2年に1回とすることができる。ただし、実地において行わない年にあっても、必要な報告を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提出を求めた報告書の内容等により検査が必要と認められる場合は、一般指導監査を臨時に実施することができる。

4 一般指導監査の結果、継続して検査が必要と認められる場合は、再調査を実施することができる。

5 一般指導監査は、概ね別表第1に掲げる項目について実施する。

6 一般指導監査を行う場合は、日時、場所及び指導監査の担当者等について家庭的保育事業等を行う者及び管理者（以下「保育事業者」という。）に文書で通知する。

なお、一般指導監査を効率的に実施するため、保育事業者に対して事前に資料の提出を求めることができる。

7 一般指導監査を行った場合、実施場所等において、監査結果について保育事業者に対して講評を行う。

(一般指導監査の基準)

第7条 一般指導監査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(特別指導監査)

第8条 特別指導監査は、家庭的保育事業等の運営等について、問題が発生した場合又は発生の恐れがあると認められる場合など、必要に応じて特定の事項について随時実施する。

(指導監査結果の通知等)

第9条 指導監査の結果は、次の各号に掲げる区分に従って、保育事業者に文書で通知する。

- (1) 指導監査にあたっては、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月25日横浜市条例第47号。以下「条例」という。）、他関係法令又は本市の要綱及び要領に違反する場合（軽微なものを除く。）は、当該事項を文書指摘事項とし、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。

なお、文書指摘事項については、期限を定めて改善報告書の提出を求める。この場合、改善報告書の提出にあたっては、理事会等における改善措置の検討並びに改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求める。

(2) 違反の程度が軽微である場合又は違反について前号の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を口頭指摘事項とし、自主的な是正又は改善を行うよう口頭により指導する。

なお、保育事業者と指導内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項についても指摘内容を記載した文書を交付するものとするが、改善報告書の提出は不要とする。

(3) 法令又は通知等の違反は認められないが、運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を助言事項とし、口頭により伝達し口頭指摘事項と同様に文書を交付するものとする。

2 指導監査の結果については、家庭的保育事業等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、前項第1号に定める改善報告書の概要をこども青少年局のウェブサイトに掲載する。

(改善勧告等)

第10条 家庭的保育事業等の指導監査において、設備又は運営が条例の定めを満たさないとき、かつその運営が著しく適正を欠くと認めたときは、児童福祉法第34条の17第3項に基づき、その保育事業者に対して必要な改善を勧告する。

2 前項の改善勧告に基づく改善措置の内容については、前条第2項の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定に係る、第3条第4項第2号に定める年間指導監査実施計画については、本要綱の施行後に最初に定める年間指導監査実施計画から適用する。

別表第1（第6条第3項） 一般指導監査項目

項 目
(1) 施設（建物・設備）
(2) 諸規程
(3) 職員
(4) 利用者処遇
(5) 苦情対応
(6) 防災対策
(7) 関係機関及び地域との連携
(8) 会計経理
(9) 予算の編成・執行
(10) 決算
(11) その他